







送迎	ご希望の場合リフト付きの送迎車で入退所の送迎をします。
----	-----------------------------

#### 4. 利用料金

- (1) 利用料、その他の費用の額についてあらかじめ、ご利用者およびそのご家族に  
対し説明及び同意を得た上でサービスを提供します。 (一般的な利用料、その他  
の費用の額については、別紙2参照)

[介護費]

- イ 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際は、その利用者  
から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基  
準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払わ  
れる居宅介護サービス費又は支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける  
ものとします。
- ロ 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者  
から支払いを受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費  
用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないように  
します。

[その他の費用]

- イ 食事の提供に要する費用
- ロ 滞在に要する費用
- ハ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったこと  
に伴い必要となる費用
- ニ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったこと  
に伴い必要となる費用
- ホ 理美容代
- ヘ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）

- (2) 利用料、その他の費用の額を変更するときは、あらかじめ、ご利用者およびご家族  
等に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとしま  
す。

- (3) 利用料、その他の費用については、原則、利用の都度にお支払いいただきます。

- (4) 介護保険適用の場合であっても、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事  
業者に支払われない場合があります。その場合には、一旦介護度の区分ごとに定  
められた費用をお支払いいただきます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を介護支援専門員にご依頼されている場合は、その担当の介護支援専門員を通してお申し込みください。（ご依頼されていない場合は、直接お電話でお申し込みください。）当事業所の専門スタッフが事前訪問のうえ、居宅サービス計画に沿って介護計画を作成（通常4日以上の滞在の場合）し、サービス提供を開始します。

### (2) サービスの利用中止

- ①ご利用者が中途退所を希望された場合。
- ②健康チェックの結果、施設での生活ができない程度に体調が悪い場合。この場合、ご家族に連絡のうえ、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医または緊急時には協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。
- ③その他
  - ・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを定められた期日より1ヶ月以上遅滞し、当方の料金支払いの催告にもかかわらず、7日以内に支払われない場合または、お客様やご家族などが当事業所や当事業所の従業員に対してサービス提供が継続し難いほど背信行為を行った場合は文書で通知することにより、即座にサービス提供を終了させていただく場合があります。
  - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合。

## 6. 利用にあたっての留意事項

面会について	原則、8：30～20：30まで可
外出について	原則、届け出のうえ可
飲酒・喫煙について	原則、飲酒行為、喫煙行為自体は可 ただし、喫煙についての場所指定は防火管理上有り。
電気製品の持込利用について	電気器具等防火管理上考慮の必要なものについては制限あり。
金銭、貴重品の管理について	原則、金銭、貴重品の管理は自己管理。
所持品の持ち込みについて	原則、家財道具の持ち込みは不可
利用中の医療機関への定期受診について	原則、協力医療機関以外への定期受診については家族対応。
送迎時間変更について	変更の場合は、遅くとも前日午後5時までに連絡のこと。サービス利用当日連絡の場合は対応できかねる場合あり。



## 9. サービス内容に関する相談・要望・苦情等窓口

相談・要望・苦情等につきましては、以下の体制で対応しています。相談窓口を設け、要望から苦情に至るまでの利用者の方の声をサービス向上に反映させる取り組みを行っています。お気づきの点がございましたらサービス担当者が下記窓口までお申し出ください。ただし、担当者の直接対応は、下記の曜日、時間帯とさせていただきますのでご了承下さい。

受付窓口 法人内 相談窓口

担当 伊藤かより・猪飼悟

電話番号 0594-25-2666

FAX番号 0594-25-2668

(担当者の直接対応時間 月一土曜日 8:30-17:30)

また外部の相談窓口には三重県と各市町の2カ所があります

三重県国民健康保険団体連合会	電話番号 059-222-4165 月曜から金曜（祝日を除く）9時～17時
桑名市役所保健福祉部介護高齢課	電話番号 0594-24-1489 月曜から金曜（祝日を除く）8時30分～17時15分
朝日町役場保健福祉課	電話番号 059-377-5659 月曜から金曜（祝日を除く）8時30分～17時15分
川越町役場町民保険課	電話番号 059-366-7116 月曜から金曜（祝日を除く）8時30分～17時15分
いなべ市役所福祉部介護保険課	電話番号 0594-86-7820 月曜から金曜（祝日を除く）8時30分～17時15分
東員町役場健康長寿課	電話番号 0594-86-2823 月曜から金曜（祝日を除く）8時15分～17時00分

10. 福祉サービス第三者評価実施状況

項目	内容
(1) 実施の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
(2) 実施年月日	令和 年 月 日
(3) 実施した評価期間	
(4) 評価結果の開示状況	

11. 法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 憇（法人設立 H9年 7月）

代表者 理事長 青木桃子

法人本部所在地 事業所所在地と同じ

定款に定めてある事業

第一種社会福祉事業

- ・特別養護老人ホーム いこいの設置経営

第二種社会福祉事業

- ・老人デイサービス事業
- ・老人短期入所事業

公益事業

- ・居宅介護支援事業所の設置経営
- ・介護予防支援事業の受託
- ・地域包括支援センターの受託

## 別紙1 職種とその主な職務内容

- ① 管理者（施設長）・・・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、居宅介護支援事業所の「入所・利用者サービス管理」「労務管理」「財務管理」をその役割とする。
- ② 医師・・・入所者、入居者及び利用者の病状及び心身の状況に応じて日常的な医学的対応を行う。
- ③ 生活相談員・・・入所者、入居者および利用者に提供する介護サービスについての実施状況の把握、ならびに介護職員の指導に従事する。
- ④ 介護支援専門員・・・施設介護計画の作成および他の従業者との連携のもとその実施状況の把握、解決すべき課題の把握、必要に応じて介護計画の変更等を行う。
- ⑤ 介護員・・・入所、入所者及び利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう介護サービス計画に基づく介護を行う。
- ⑥ 看護員・・・入所、入居者、利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な介護サービス計画に基づく看護を行う。
- ⑦ 機能訓練指導員・・・入所、入居者及び利用者に対し、その心身の状況に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練、指導を行う。
- ⑧ 栄養士・・・入所、入居者、利用者の年齢、身体的状況によって適切な栄養量および内容の食事の提供を行うほか、調理員に対する技術的指導等を行う。
- ⑨ 調理員・・・食品の衛生管理に留意して献立に従った調理および配膳を行う。
- ⑩ 事務員・・・庶務および会計に従事する。
- ⑪ その他  
清掃係・・・施設内の清掃





た額以下であること

- 3 日常生活に供する資産意外に活用できる資産がないこと
- 4 負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- 5 介護保険料を滞納していないこと。

(減額割合)

減額割合は1／4を原則とします。

(手続き)

市町村へ利用料の軽減対象であることの確認申請を行い、市町村の決定を受けることが必要です。

#### 【高額介護サービス費】

各月の介護保険給付の1割負担の合計額が一定の上限を超えた場合には市町村の担当窓口に「高額介護サービス費支給申請書」など必要書類を提出することにより上限額を超えた分が払い戻される制度があります。

課税所得690万円 以上	140,100円（世帯）
課税所得380万円 ～ 690万円未満	93,000円（世帯）
市町村民税課税 ～ 課税所得380万円未満	44,400円（世帯）
世帯員全員が市町村民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が 80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）

注) 社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の適用を受けた場合には、軽減を受けた後の額をもとに算定します。

#### 【利用料を支払った場合に生活保護の適用を受ける方の負担軽減】

本来適用すべき利用者負担段階とした場合に生活保護が必要となり、それより低し利用者負担段階であれば生活保護を必要としなくなる場合には、保険料・特定入所者介護サービス費・高額介護サービス費について低い負担段階を適用する制度があります。



#### 生産性向上推進体制加算

- 加算Ⅰ：100 単位／月
- 加算Ⅱ：10 単位／月

#### サービス提供体制強化加算

- 加算I：22 単位／日（介護福祉士 80%以上、または勤続 10 年以上 35%以上）
- 加算II：18 単位／日（介護福祉士 60%以上）
- 加算III：6 単位／日（介護福祉士 50%以上 など）

※加算は重複不可。

#### 処遇改善加算群（I～IV）

- いずれも「届出」「賃金改善の実施」が前提。
  - 処遇改善加算I：所定単位数×14.0%
  - 特定処遇改善加算II：所定単位数×13.6%
  - 特定処遇改善加算III：所定単位数×11.3%
  - 特定処遇改善加算IV：所定単位数×9.0%

**【説明確認欄】**

年　月　日

当事業者は居宅介護サービスの提供開始に当たり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

事業者

住所　三重県桑名市大字西金井字村中 170

事業者名　社会福祉法人 憇 特別養護老人ホーム いこい

理事長　青木桃子　印

説明者　印

私は、本書面に基づいて上記重要事項の説明を受けました。

利用者

住所

氏名　印

立会人（続柄）

住所

氏名　印

連帯保証人

住所

氏名　印

